

様々なデータをもとに将来の消費トレンドを予測する消費者経済総研は昨年7月、2020年のヒット・トレンドとして「アキ活」を挙げた。「アキ活」とは、企業や個人が「空いた時間」「空いたモノや空間」などを提供するサービスや取り組みのことで、2020年以降はこのサービスが大きく普及していく「アキ活元年」となると予想した。

空いたモノや空間の活用という点、ライドシェア・プラットフォームの「Uber E（ウーバー）」や民泊プラットフォーム「Airbnb（エアビーアンドビー）」などに代表されるような、シェアリングエコノミーの発想に近い。こうしたマッチングサイトは国内だけでも様々なベンチャー企業が提供しており、個人の遊休資産などを有効活用するための様々なプラットフォームが展開されている。

もうひとつの「アキ」が時間だ。個人の「アキ時間」を活用して仕事をする人、つまり「副業」や「ダブルワーク」をする労働者も増えている。

この背景には、副業に関する法整備が進められたことも関係している。2018年1月から「モデル就業規則」が改訂され、働き方改革の一環として「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと」の規定が削除

## 増える空き時間、増加望めない所得 副業やダブルワークが必要な時代に

労働関係法規の変更やテレワークの普及により、個人の「アキ時間」が増えている。そして、そのアキ時間を「仕事」に費やす人も増えている。もはや「仕事」が時間消費レジャーのライバルになりつつあるのだ。

され、副業・兼業に関する規定が新設された。

2019年4月1日からは「働き方改革関連法」が順次施行された。ポイントは3つあり、ひとつが時間外労働の上限規制だ。これは残業時間の制限を設ける制度。特別な事情がある場合を除いて、月45時間、年間360時間が残業時間の上限となった。

2つ目は年次有給休暇の確実な取得。使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与えることが義務となった。3つ目が、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇に不合理な待遇差を設けることが禁止される、いわゆる同一労働同一賃金と呼ばれるものだ。

つまり、残業規制や有休取得により、多くの労働者の空き時間が増えつつあり、一方で給与水準の上昇が期待できない人たちが増えているということ。さらにはコロナ禍以降、テレワークを実施する企業が増え、通勤に費やしていた時間が削減されること

続きは月刊「Amusement Japan」2月号をご覧ください

特集

# 「アキ活」時代の消費スタイル